

小城市ふるさと応援寄附金PR広告業務仕様書

1 業務名

令和2年度 小城市ふるさと応援寄附金PR広告業務

2 目的

ふるさと応援寄附金事業（以下「ふるさと納税」という。）の趣旨を踏まえ、小城市のふるさと納税の魅力・認知度を県内外に高める情報発信活動を行うとともに、その活動効果について分析検証し、効果的かつ戦略的なPR広告等の運用を遂行し、当市への寄附を促進することを目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

4 業務内容

当市が設定している寄附金額を達成するために、下記に掲げる項目について、8（2）の広告料①を効果的に活用したPR広告を実施する。

（1）コンサルティング等の業務

- ① 当市が持つ寄附者の地域性や返礼品の傾向等のデータを分析し、寄附につながるような施策を当市へ提案する。
- ② 当市の寄附受付ポータルサイト内のコンテンツについて、ページ来訪者が寄附へとつながるようなページ作り及びデザイン等について当市へ提案する。

（2）広告等の作成及び掲載に関する業務

- ① バナー広告やリスティング広告等の各種媒体を活用したPR広告を実施する。
- ② Web広告を中心とし、必要に応じWeb以外の紙媒体等を活用したPR広告を実施する。
- ③ メールマガジンやお礼状等による寄附者とのつながりを持てるような情報発信を行う。
- ④ その他当市の魅力、認知度を高め、寄附につながるような効果的な情報発信、広告等を行う。

5 再委託の禁止

本業務を再委託することは原則認めない。ただし、業務の一部を再委託する場合は、書面によりあらかじめ当市の承諾を得るものとする。

6 報告及び検査

当市が必要と認めるときは、受託者に対し、業務の履行状況その他必要事項について、報告を求め、検査することができる。

7 成果物

(1) 業務実績報告書

当市と協議の上、定めた時期に提出すること。様式は任意とする。

(2) 年次業務報告書

業務期間終了後、1部提出すること。様式は任意とする。

8 広告料の算定

(1) 寄附金額の設定金額：1,300,000,000円

(2) 広告料①：14,000,000円（税込）

(3) 広告料②（達成報酬）：設定金額を超えた寄附金額の2%（税込）

上限8,000,000円（税込）

9 支払い方法

受託者は、当市と協議の上、定めた時期に業務報告書及び請求書を提出することとし、当市は、請求書受理後30日以内に支払うものとする。

10 個人情報の保護及び関係法令の遵守

(1) 秘密保持

本事業において、小城市が開示した行政上の情報（公知の情報を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を第三者に開示又は漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。また、当該情報を第三者に開示する必要がある場合には、小城市と事前に協議し承認を得ること。

(2) 個人情報の保護

受託者が、受託業務の実施上知り得た個人情報については、「小城市個人情報保護条例」を遵守し、個人情報の適正な管理及び保護を図るため、必要な措置を講じなければならない。また、当該契約終了後も同様とする。

(3) 関係法令の遵守

本事業の実施にあたっては関係法令を遵守することとし、官公庁への届出、許可、承認等、必要な諸手続きが発生する場合は、受託者の責任により、これを行うこと。

11 その他

本仕様書に記載のない事項、その他業務の履行上必要な事項については、当市と協議を行い、指示に従うものとする。